第五条の二第一項第一号中「令和七年」の下に「から令和十二年までの各年」を加え、同条第三項中「同日」の下に「（以下この項において「居住日」という。）」を加え、「係る同項」を「係る同条第一項」に、「住宅の取得等が同項」を「住宅の新築取得等（以下この項において「住宅の新築取得等」という。）が同条第一項」に、「、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第四項」を「（以下この項において「居住用家屋の新築等」という。）若しくは同条第一項に規定する買取再販住宅の取得（以下この項において「買取再販住宅の取得」という。）に該当するものである場合、当該居住日の属する年が令和八年若しくは令和九年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等に該当するものである場合、当該居住日の属する年が令和十年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等（租税特別措置法第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は法第十三条の二第四項」に、「場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合」とあるのは「場合」を「同条第一項に規定する住宅の取得等が同項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する住宅の新築取得等（以下この項において「住宅の新築取得等」という。）が同条第一項」と、「、同項」とあるのは「若しくは同項」と、「、同条第六項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第六項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合」とあるのは「に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年若しくは令和九年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等に該当するものである場合、居住日の属する年が令和十年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等（法第四十一条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合」と、「で同項」とあるのは「で法第四十一条第六項」と、「同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項の規定により法第四十一条」と、同条第六項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等が同項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する住宅の新築取得等（以下この項において「住宅の新築取得等」という。）が同条第一項」と、「、同項」とあるのは「若しくは同項」と、「、同条第六項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等に該当するものである場合、居住日の属する年が令和十年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等（法第四十一条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合」と、「で同項」とあるのは「で法第四十一条第六項」と、「同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項の規定により法第四十一条」と、同条第六項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等が同項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する住宅の新築取得等（以下この項において「住宅の新築取得等」という。）が同条第一項」と、「、同項」とあるのは「若しくは同項」と、「、同条第六項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年若しくは令和九年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等（法第四十一条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合」と、「で同項」とあるのは「で法第四十一条第六項」と、「同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項の規定により法第四十一条」とする。

第六条の二の二中「第十七条の二の二第二項に規定する報告」を「第十七条の二第三項第一号に規定する報告」に、「、令第十七条の二の二第二項」を「、同号」に、「福島復興再生特別措置法施行規則第三十七条第三項」を「同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十七条の二第一項の表の第三号の第五欄のイに規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十九条第一項第一号に掲げる事業とする。

第六条の二の二を第六条の二とする。

第六条の三を削る。

第六条の三の二第一項中「第十七条の三の二第六項第三号」を「第十七条の三第六項第三号」に改め、同条第二項中「第十七条の三の二第四項において準用する法第十七条の三第三項」を「第十七条の三第四項」に改め、同項第一号中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同号イ中「第十七条の三の二第二項第二号」を「第十七条の三第三項第二号」に改め、同項第二号中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同号イ中「第十七条の三の二第四項第一号」を「第十七条の三第四項第一号」に改め、同号ロ中「第十七条の三の二第四項第二号」を「第十七条の三第四項第二号」に改め、同項第三号中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同号イ中「第十七条の三の二第六項第一号」を「第十七条の三第六項第一号」に改め、同号ロ及びハ中「第十七条の三の二第六項第二号」を「第十七条の三第六項第二号」に改め、同号ニ中「第十七条の三の二第六項第三号」を「第十七条の三第六項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十七条の三第一項の表の第三号の第四欄のイに規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十九条第一項第一号に掲げる事業とする。

5　法第十三条の二第一項又は第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十三の規定の適用については、同条第三項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「同条第一項に規定する住宅の取得等が同項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する住宅の新築取得等（以下この項において「住宅の新築取得等」という。）が同条第一項」と、「、同項」とあるのは「居住用家屋の新築等、同項」とあるのは「居住用家屋の新築等若しくは同項」と、「、同条第六項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第六項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合」とあるのは「に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年若しくは令和九年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等に該当するものである場合、居住日の属する年が令和十年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等（法第四十一条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合」と、「で同項」とあるのは「で法第四十一条第六項」と、「同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項の規定により法第四十一条」とする。

第六条の二の二中「第十七条の二の二第二項に規定する報告」を「第十七条の二第三項第一号に規定する報告」に、「、令第十七条の二の二第二項」を「、同号」に、「福島復興再生特別措置法施行規則第三十七条第三項」を「同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十七条の二第一項の表の第三号の第五欄のイに規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十九条第一項第一号に掲げる事業とする。

第六条の二の二を第六条の二とする。

第六条の三を削る。

第六条の三の二第一項中「第十七条の三の二第六項第三号」を「第十七条の三第六項第三号」に改め、同条第二項中「第十七条の三の二第四項において準用する法第十七条の三第三項」を「第十七条の三第四項」に改め、同項第一号中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同号イ中「第十七条の三の二第二項第二号」を「第十七条の三第三項第二号」に改め、同項第二号中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同号イ中「第十七条の三の二第四項第一号」を「第十七条の三第四項第一号」に改め、同号ロ中「第十七条の三の二第四項第二号」を「第十七条の三第四項第二号」に改め、同項第三号中「第十七条の三の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改め、同号イ中「第十七条の三の二第六項第一号」を「第十七条の三第六項第一号」に改め、同号ロ及びハ中「第十七条の三の二第六項第二号」を「第十七条の三第六項第二号」に改め、同号ニ中「第十七条の三の二第六項第三号」を「第十七条の三第六項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十七条の三第一項の表の第三号の第四欄のイに規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十九条第一項第一号に掲げる事業とする。